

令和5年度第2回和光市環境審議会議事要録

- 日時：令和6年1月19日（金）午後3時30分～午後4時30分
場所：市役所6階603会議室
出席者：秋葉道宏委員、田崎嘉之委員、藤田則章委員、野口章委員、柴田充委員
新井琢真委員、峯岸正雄委員、芳野雅廣委員
欠席者：岩村沢也委員、岡本周平委員
事務局：柴崎市長、喜古市民環境部長、福島環境課長、阿部主幹、小塚統括主査、中島
傍聴者：なし
次第：1 市長あいさつ及び委嘱書交付
2 開会
3 会長及び副会長の選出
4 議事
 (1) 条例の改正について（3条例）
 ア パブリック・コメントの結果について（報告）
 イ パブリック・コメントの結果を踏まえた改正案の修正等について
 ウ 市議会3月定例会への議案上程について
 (2) 第3次和光市環境基本計画実行計画の評価対象事業の見直しについて
 （報告）
 ア 経過
 イ 評価対象事業の抽出について
5 その他
6 閉会

1 市長あいさつ及び委嘱書交付

2 開会

3 会長・副会長の選出

＜会長に秋葉委員、副会長に芳野委員が選出された＞

4 議事

(1) 条例改正について（3条例）

事務局

【条例改正について説明】

パブリック・コメント、条例改正案の議案上程に関する報告・説明に先立ち、条例改正について総括的に説明します。

前回の会議で芳野委員から「近隣市のペット霊園の状況について示されたい」との要望を受けておりますので、各市の条例等と本市が改正する規定の比較表を資料としてお示ししております。現行の「ペット霊園の設置場所の基準」については、「公共の福祉の見地から支障がない場合」は河川からの距離や周辺施設等からの距離について適用除外としております。

これにより人用の墓地と同じ条件で併設する場合には設置が可能となります。設置場所の基準については朝霞市（条例では指導要綱）が「近隣居住者の同意が得られた場合は近隣施設との距離要件について適用除外する」という規定があります。次に、ペット霊園を設置する場合の手続要件ですが、当市の現行規定は他市よりも細かく定めていて、所定の手続を経なければ許可申請を出すことができませんが、他市にはその規定はありません。また当市では規定の新設により、人用墓地と併設する場合にあっては手続を要さない（適用除外する）という規定にしています。以上がペット霊園に関する今回の改正内容と他市の条例等における規定の比較です。

今回、3つの条例案についてパブリック・コメントを実施しましたが、墓地条例とペット霊園条例については意見の提出はありませんでした。また、前回会議で説明した内容と、パブリック・コメントに付した内容でいくつか変更点がありますので、説明します。

前回審議会では墓地条例とペット霊園条例を一つの条例で改正する旨を説明しましたが、条例案を作成する段階で内容を精査した結果、それぞれに改正の動機（必要性）が異なるため、別々の条例としました。また、内容について、ペット霊園条例に関しては説明した内容から変更はありませんが、墓地条例に関しては条例案を作成する段階で改正内容の見直しと変更を行いました。

樹木葬に関して

墓地条例案では、当初はニーズが増加している「樹木葬」に対応するような改正イメージでしたが、現在樹木葬の定義が法律等に存在しないため、条例において独自に定義を定める必要があります。しかし、樹木葬といわれる埋葬形式には様々なものがあり、大きく分けると「散骨を伴うもの」と「樹木や草花をあしらった小規模な埋葬区画」に分けられます。散骨に関しては、墓地埋葬法第4条により墓地以外の区域に埋葬又は焼骨の埋蔵が禁じられており、散骨に関しては厚労省が定める散骨事業者向けのガイドラインにおいて、散骨することができるのは「予め特定された場所（河川や湖沼は除かれます）」とされています。そのため、現行条例の規定では、樹木葬の一形態である「シンボルツリーの根元に焼骨を埋蔵する方式」や、「既存の山林を利用して木々の根元に焼骨を埋蔵する方式」は認められません。

一方、現在和光市で普及が想定される樹木葬は、「樹木等を配置した単に埋葬スペースが小規模な区画」でしかなく、現行の規定や他の樹木葬の方式と明確に差を設けることは困難（実質的に不可能）であることから、敢えて樹木葬としての定義は設けず、市民の葬祭ニーズの変化や増加に柔軟かつ適切に対応できるような規定に改正するものとして当初案を修正してパブリック・コメントに付すことにしました。従来の墓地（埋葬区画）よりも樹木や草花を用いた小規模なものを求める傾向と需要の変化と増加を見据えて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない場合に限って、現行の施設基準を緩和（適用除外）することができるよう改正することとしました。これまでの規定では、「墓地等を引き継いで経営する場合」でさらに「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるとき」の両方を満たして初めて施設基準が緩和されましたが、今回の改正に

より、「墓地等を引き継いで経営する場合」あるいは「公衆衛生・公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合」に基準の緩和（適用除外）を受けられることとなります。

今回の改正では樹木葬を定義することはできませんでしたが、現在、市内で増えているタイプの樹木葬の場合であれば、この規定により基準を緩和することが可能となります。なお、現在市内で樹木葬を掲げる霊園は、既に（緩和しなくても）施設基準を満たしていますので、実際に規定が適用されるのは今後新たに樹木葬を掲げる霊園ということになります。また、基準緩和の要件となる「公衆衛生・公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合の基準」については要綱や要領により定めることを想定していますが、要綱等を整備する時期は、さらに事例が蓄積されてからとする予定です。理由は、先ほど申しましたとおり、「樹木葬」を的確に定義することが困難であることと、現時点において運用上の不都合が生じていないためです。

以上のことから、今回の改正は、現状に不都合がなくても、必要に応じて柔軟な対応ができるように備えることが目的となります。

審議会後に追加した事項（区域拡張時の手続等に関する適用除外）

経営許可の申請を行った者が、経営の許可受けてから1年以内に墓地の区域を拡張しようとする場合において、既存の墓地面積と新たな区域の面積の合計が500㎡以上となる場合は、同一の許可申請とみなし、第17条による適用除外の対象としないこととしました。この改正により、一度許可を受けた後に墓地を拡張する場合で、区域を小分けにして申請することにより必要な手続を逃れるような行為を規制することが可能になります。なお、改正規定は和光市まちづくり条例第16条第2項の規定を参考にしています。（まちづくり条例も同様の趣旨による規制です）

以上が前回会議からの変更点です。なお、路上喫煙防止条例等の一部改正については修正箇所はありません。

ア パブリック・コメントの結果について（報告）

(ア) 意見提出者の属性

意見提出者の総数は32人、このうち30人からの意見を有効なものとして取り扱いました。（無効となった2人は市外在住で、氏名の記載がないものと意見提出者区分の記載がなかったため無効としました。）（有効分のみ）意見提出者の属性は、市内在住者2人、市外在住者28人です。市民参加条例が規定する意見を提出することができる者の要件は、市内在住・在学・在勤、市内の事業所その他、和光市に納税義務を有する者や案件に関して利害関係を有する者とされています。今回意見を提出した市外在住者のうち、市に対して納税義務を有するとした者が9人、利害関係を有するとした者は25人です。なお、重複記載があるため合計は一致しません。今回意見を提出した30人（有効分のみ）のうち、意見提出者の区分を「和光市に税金を納めている」としている人が9人、「この案件に利害関係がある」としている人が25人でした。（重複記載がありますので合計は提出者数と一致しません。）

「和光市に税金を納めている人」の9人は納税義務の内容を「たばこ税」としていますが、市町村たばこ税の納税義務者は、「たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）・特定販売業者（輸入業者）・卸売販売業者」です（地方税法第465条）。小売たばこの販売価格には既に市たばこ税が含まれていますので、たばこ税を負担するのは購入者となりますので「担税者」ではありますが、「納税義務者」とは異なります。また、「この案件に利害関係のある人」の25人は、主に「和光市に來訪する（知人宅等への訪問や和光市駅の利用など）」、「たばこ関係の仕事に従事している」という理由を記載していましたが、これらのことが今回の条例改正に直接利害関係を有するかどうかを判断することは困難です。市民参加条例の規定を厳密に解釈するならば、意見提出者としての妥当性について疑問は残りますが、可能な限り意見提出の機会を確保し、条例案に反映させるため、寄せられた意見のうち形式上の要件を満たしているものについては有効なものとして取り扱い、それぞれについて市の考え方を示すこととしました。

（イ） 主な意見

- ▼自動車内や私有地内等の私的な空間での喫煙を規制するべきではないとする意見が25件あり、意見を踏まえて改正案の一部を修正しています。
- ▼加熱式たばこ・電子たばこを規制対象とすることに関する意見が6件。このうち加熱式たばこを規制対象とすることに賛成する意見は1件で、その他は反対意見です。
- ▼公共喫煙所の設置についての要望等は12件
- ▼その他の意見が15件

（ウ） 意見に対する市の考え方

今回のパブリック・コメント手続きにおける傾向として、改正内容を誤解している人が多かったということが挙げられます。

まず、今回の改正では自動車内や私有地内等の私的な空間での喫煙を規制するような規定は一切ありませんし、これまでの規定では路上であれば自動車内であっても喫煙は許されないという解釈になりますが、今回の改正により自動車内での喫煙を除外しました。つまり、規制を緩和しているのです。また、今回新たに第7条の「受動喫煙の防止等」を規定しましたが、この規定も、受動喫煙被害を生じさせないよう喫煙者に対して配慮を求める規定であり、喫煙所や灰皿を設置する者に対しては、「必要かつ適切な措置を講じなければならない」として受動喫煙の防止に配慮を求めています。なお、「必要かつ適切な措置」とは、必要が生じたときに適切な措置を求めるものであって、必要がなければ措置を講じる必要はないという趣旨です。

この条例の目的、改正の目的が喫煙を否定する趣旨のものではありませんし、配慮を求めている事項も規制の趣旨ではありません。このことはパブリック・コメント実施の際に示した「説明」の中にも記載していますが、十分理解されていなかった様です。

イ パブリック・コメントの結果を踏まえた改正案の修正等について

今回の改正では路上喫煙の定義から自動車内での喫煙を対象外とするため、定義規定では「(密閉された自動車等の車内を除く。）」としましたが、「密閉」という表現が、「換気のため

めの窓の開閉まで制限されるのではないかと誤解を招いているのではないかと考えられるため、単に「自動車内を除く」と改めます。

これに伴い、「自動車等」の定義を「自動車」に改め、次のように修正します。(改正案では原動機付自転車及び自転車を含めていましたが、第4号の修正に合わせて削除します。)

ウ 市議会3月定例会への議案上程について

パブリック・コメントに付した条例案については、結果を踏まえて修正を加えたものを最終案としてこの場にお示ししておりますので、この内容で議案上程することについて承認を求めるものです。説明は以上です。

秋葉会長

事務局から示された内容で議案を上程することについて、ご異議ありませんか。

全委員 了承

(2) 環境基本計画実行計画における評価対象事業の見直しについて (報告)

事務局

ア 経過等

前回会議において、評価対象事業の絞り込みについて承認をいただきましたので、基準に基づき全対象事業の精査を行い、最終的に12事業に絞り込みました。基準につきましては、前回の会議において①法令等に基づき実施される事業、②他計画に基づき実施される事業、③環境基本計画による管理が及ばない事業の3項目をお示しましたが、具体的な見直しに際しては、これらの3項目以外を「その他」として、さらに基準を項目を細分化し、④事業効果の測定が困難なもの、⑤環境基本計画との関連性に問題のあるもの、⑥評価対象事業と実施主体の妥当性に問題のあるもの、⑦環境基本計画が掲げる目標への関連性と貢献度が低いもの以上の4項目を加え、合計7項目の基準により評価対象事業の見直しを行いました。その結果、12事業(全て環境課所管の事業)に絞り込みました。

イ 環境づくり市民会議からの意見聴取

実際に対象事業を評価する環境づくり市民会議において、絞り込みの考え方を説明した上で、主に評価方法について意見を求めたところ、その理由に一定程度の理解は得られたものの、対象事業が従前のものから大幅に減少し、環境課所管の事業だけになることから、「庁内関係課の縦割りが助長されるのではないかと」、「他計画で評価が行われるとしても事業の関連性がなくなるわけではない」といった趣旨の意見が示されました。こうした意見を踏まえ、「評価対象とする12事業のそれぞれに関連する事業を併記し、これらとの関連性等について評価することができる仕組にすること」また、「環境政策全般に対して市民会議が意見を表明する機会を確保するため、計画全体を総括して評価し、意見を述べるができるような仕組にすること」等の意見が示されました。

以上を踏まえ、今年度に実施する令和4年度の事業実績に対する評価を実施することとしましたので、ご承認をお願いいたします。

秋葉会長

事務局から示された内容で環境基本計画実行計画の評価を実施することについて、ご異議ありませんか。

全委員 了承

5 その他

2月3日（土）ジュニアSDGsセミナー開催について

5 閉会

《閉会あいさつ》